

高知県社会福祉審議会専門分科会・部会の概要



社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

高知県社会福祉審議会規則第8条

審議会に必要に応じて老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会を置く。

2 老人福祉専門分科会及び地域福祉専門分科会は、それぞれ委員15人以内で組織する。

<設置年月日>

平成22年1月26日

<設置目的>

高知県地域福祉支援計画に関する事項について審議するため

(地域福祉支援計画)

社会福祉法第108条に基づく計画で、高知県における地域福祉を推進するための基本指針であるとともに、市町村の地域福祉計画の策定及び実践活動の支援に関する事項を定めるもの。

<委員数>

12名

<令和5年度地域福祉専門分科会の開催状況及び審議内容>

◆令和5年7月11日

第1回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

第4期高知県地域福祉支援計画骨子（案）及び基本事項の確認等

◆令和5年10月24日

第2回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

第4期高知県地域福祉支援計画の内容の検討等

◆令和5年12月7日

第3回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会

第4期高知県地域福祉支援計画の内容の検討等

◆令和6年3月1日

第4回高知県社会福祉審議会地域福祉専門分科会（書面開催）

第4期高知県地域福祉支援計画（案）の検討

※令和4年度、令和6年度は開催なし

◆社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、**民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会**を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

◆民生委員法第5条

民生委員は、都道府県知事の推薦によって、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 **都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たっては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。**この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項に規定する**地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。**

民生委員・児童委員について

- ◆民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて、市町村に設置された民生委員推薦会により選考が行われ、都道府県知事（高知県）、指定都市又は中核市（高知市）長の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。
- ◆民生委員は児童委員を兼ねることになっている（児童福祉法第16条）。
- ◆民生委員・児童委員の中には、児童福祉問題を専門に担当する「主任児童委員」がいる。
- ◆**民生委員・児童委員の任期は3年間（現任期：R4.12.1～R7.11.30）**であり、再任も可能。
- ◆民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持って住民の立場に立って相談に応じたり、住民が尊厳を持ってその人らしい自立した生活ができるよう支援を行う。
- ◆民生委員・児童委員は担当地区での調査・実態把握、相談支援を行うほか、各種行事への参加協力や自主的な地域福祉活動等、幅広い活動を行っている。また、最近では、災害時要配慮者支援対策や複雑化する児童問題への対応など、求められる役割が大きくなってきている。

（参考）高知県内の民生委員・児童委員委嘱状況

R6.12末時点の 委嘱者数	区域担当			主任児童委員			合 計		
	定数	委嘱者	欠員	定数	委嘱者	欠員	定数	委嘱者	欠員
市町村(高知市除く) 計	1,611	1,526	85	133	133	0	1,744	1,659	85
高知市	689	635	54	56	53	3	745	688	57
高知県合計	2,300	2,161	139	189	186	3	2,489	2,347	142

【参 考】

R4.12.1 一斉改選時	区域担当			主任児童委員			合 計		
	定数	委嘱者	欠員	定数	委嘱者	欠員	定数	委嘱者	欠員
市町村(高知市除く) 計	1,611	1,498	113	133	130	3	1,744	1,628	116
高知市	689	620	69	56	53	3	745	673	72
高知県合計	2,300	2,118	182	189	183	6	2,489	2,301	188

◆社会福祉法第11条

地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

◆高知県社会福祉審議会規則第7条

身体障害者福祉専門分科会に審査部会及び更生医療部会を置く。【部会開催時期：7月、11月、3月】

審査部会

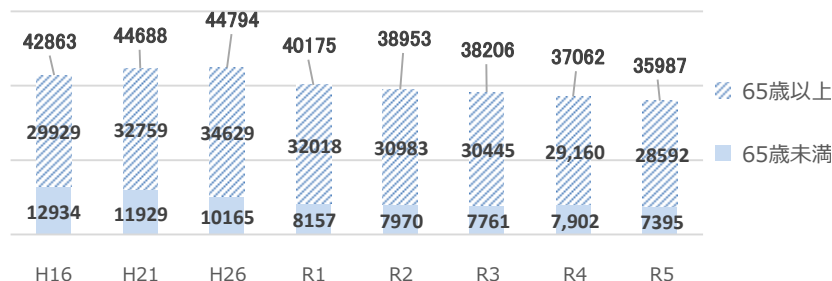
<審議内容> ※令和6年度は7月、11月

- ・身体障害者の障害程度の審査（手帳の非該当・却下など）
令和5年度：0件 令和6年度：1件

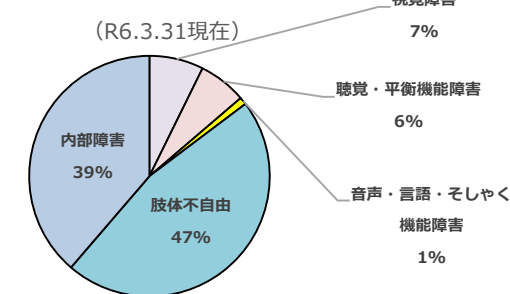
- ・身体障害者手帳の交付に関する診断書を作成する医師の指定の審査（身体障害者福祉法第15条）
令和5年度：24名 令和6年度：29名
※指定医師数：725名（令和6年12月1日現在）

※部会開催のほかに、身体障害者手帳の障害等級認定に関して、随時判定依頼を行っている。

身体障害者手帳交付数の推移（各年度末現在）



身体障害者手帳障害部位別割合（R6.3.31現在）



更生医療部会

<審議内容> ※令和6年度は7月、11月

- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の新規指定、指定更新、指定取消しの審査

	新規指定				指定更新（6年毎）				指 定 取 消 し
	病院	薬局	訪問 看護	計	病院	薬局	訪問 看護	計	
令和5年度	0	4	5	9	1	15	1	17	0
令和6年度	0	1	1	2	20	50	1	71	0

- ・指定自立支援医療機関（育成医療、更生医療）の主たる医師の変更、管理薬剤師の変更の審査等

	主たる医師の変更	管理薬剤師の変更	計
令和5年度	2	24	26
令和6年度	1	34	35

※指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）数（令和6年12月1日現在）
病院・診療所：35 薬局：181 訪問看護ステーション：18

※自立支援医療（公費負担制度）

育成医療（18歳未満）：身体障害のある者の健全な育成を図るため、当該障害児に対し行われる生活の力を得るために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第1項）

更生医療（18歳以上）：身体障害のある者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対し行われるその更生のために必要な医療（障害者総合支援法施行令第1条の2第2項）

更生医療レセプト件数の推移

